

会 議 概 要 報 告

1. 会議の名称	第2回 潟上市介護保険運営協議会
2. 開催日時・場所	令和3年2月9日（火） 午後1時 開始 潟上市役所 4階 第1会議室
3. 委員等の人数	13 人
4. 出席委員等の人数	8 人
5. 議 題	議題1 潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（案） について 議題2 答申（案）について 議題3 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）につい て 議題4 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関 する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）に ついて
6. 傍聴者の数	0人
7. 会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none">・潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画（第8期）素案の概 要・潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画（第8期）案・答申（案）について・潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について・潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基 準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について・参考資料（潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案） について）

<p>8. 会議の概要</p>	<p>【主な意見及び質問】</p> <p>質問：介護保険料額は、基金から取り崩し、8期は、7期と同じように低所得者の軽減、同じ金額になるのでしょうか。</p> <p>回答：はい。8期は現在と同じ金額を引き継ぐ予定です。所得段階の第1から第3段階の方は、低所得者の方として公金が投入され、軽減されています。第1段階は基準額の0.5から0.3へ、第2段階0.75から0.5へ、第3段階0.75から0.7へとするために、条例改正を提案しています。</p> <p>質問：条例の規制緩和について、介護の人員削減に無理はないでしょうか。</p> <p>回答：緩和が入っているのはすべて、「業務に差し支えない場合」となっております。実情に応じ、人材確保に配慮した改正になっていると考えられます。</p>
<p>9. その他</p>	<p>なし</p>